

下農振第175号
令和7年 2月 4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)	
地域名 (地域内農業集落名)	菊川道市・轡井地区 (道市集落、轡井集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、三方が旧市内東部地区(吉田地域)、豊田町、美祢市と隣接する山間部に位置しており、水稻を中心に栽培している。

個人の担い手が10経営体あり、高齢農家や後継者不在の農地を集積し、水稻や野菜を作付けするなど、複合的な営農を展開している。

しかしながら、今後農業者の高齢化がさらに進むため、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

農業者:54人(うち69歳以下7人)

主な作物:水稻、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農地利用は利用者10経営体が可能な範囲で担い、また、農地の集約まで図れない場合は、作業委託や機械の共同利用を行い、集落内で農地の維持管理に努める。

入作を希望する農業者については、積極的に受け入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
道市集落の一部についてはほ場整備は実施しているが、保水・排水機能が悪いほ場があるため、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の耕作条件改善などの基盤整備に取り組む。 老朽化している水路や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるヘリ防除作業や水稻の育苗については、山口県農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカを目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。また侵入防止柵の設置にあたっては、補助金の活用を検討しながら、従来の集落全体を囲む方法に加え、ほ場全体を囲む方法にも取り組む。
⑦圃場整備を実施していない山間部の田については、中山間等直接支払交付金事業を活用し、保全管理を行う。